

長野県DMA T設置運営要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（隊員登録）</p> <p>第3条 知事は、指定病院の長から推薦を受けた者を長野県DMA T隊員（以下「隊員」という。）として登録し、知事が実施する養成研修の修了者又は他の都道府県知事が実施した厚生労働省認定のDMA Tに係る研修等（以下「ローカルDMA T隊員養成研修」という。）修了者に対し登録証（様式第1号）を交付する。</p> <p>2 指定病院の長は、前項の推薦をするときには、厚生労働省が実施する災害派遣医療チーム研修（以下「日本DMA T隊員養成研修」という。）修了者又はローカルDMA T隊員養成研修修了者、その他隊員として相応しい者を推薦するものとする。</p> <p>3 指定病院の長は、隊員の登録内容に変更が生じたときは、知事に変更を届け出るものとする。この場合において、知事は隊員に登録証を書換え交付する。</p> <p>4 隊員登録有効期間（以下「有効期間」という。）は5年間とする。ただし、年度途中で隊員として登録を受けた場合は、登録を受けた当該年度及びその後5年間を有効期間とする。          なお、第2項の推薦をするときに既に日本DMA T隊員に登録されている場合及び隊員が有効期間内に日本DMA T隊員養成研修を修了し日本DMA T隊員として登録された場合は、有効期間を日本DMA T隊員の資格有効期間に合わせるものとする。</p> <p>5 有効期間の更新は、有効期間内に次に掲げる要件のいずれかを満たし、指定病院の長から推薦を受けた者に対して、有効期間終了日の翌日（4月1日）に行うものとする。</p> <p>① <u>長野県が主催する研修に1回以上参加又は長野県内で開催される日本DMA T技能維持研修を1回以上見学するとともに、長野県が主催する訓練に1回以上参加</u>若しくは国の総合防災訓練又は中部ブロックDMA T実働訓練に1回以上参加すること。</p> <p>② 日本DMA Tの登録を受けていること。</p> <p>6 指定病院の長は、次の場合には、知事に届け出るものとする。          なお、日本DMA Tの登録を受けている隊員はこの限りではない。</p> <p>① 有効期間中に、産前・産後休業又は育児休業（以下、「産休等」）を取得しようとする隊員がいる場合。この場合において、知事は、当該隊員の産休等</p>	<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（隊員登録）</p> <p>第3条 知事は、指定病院の長から推薦を受けた者を長野県DMA T隊員（以下「隊員」という。）として登録し、知事が実施する養成研修の修了者又は他の都道府県知事が実施した厚生労働省認定のDMA Tに係る研修等（以下「ローカルDMA T隊員養成研修」という。）修了者に対し登録証（様式第1号）を交付する。</p> <p>2 指定病院の長は、前項の推薦をするときには、厚生労働省が実施する災害派遣医療チーム研修（以下「日本DMA T隊員養成研修」という。）修了者又はローカルDMA T隊員養成研修修了者、その他隊員として相応しい者を推薦するものとする。</p> <p>3 指定病院の長は、隊員の登録内容に変更が生じたときは、知事に変更を届け出るものとする。この場合において、知事は隊員に登録証を書換え交付する。</p> <p>4 隊員登録有効期間（以下「有効期間」という。）は5年間とする。ただし、年度途中で隊員として登録を受けた場合は、登録を受けた当該年度及びその後5年間を有効期間とする。          なお、第2項の推薦をするときに既に日本DMA T隊員に登録されている場合及び隊員が有効期間内に日本DMA T隊員養成研修を修了し日本DMA T隊員として登録された場合は、有効期間を日本DMA T隊員の資格有効期間に合わせるものとする。</p> <p>5 有効期間の更新は、有効期間内に次に掲げる要件のいずれかを満たし、指定病院の長から推薦を受けた者に対して、有効期間終了日の翌日（4月1日）に行うものとする。</p> <p>① 長野県DMA T養成研修にタスク若しくは運営スタッフとして1回以上参加又は長野県内で開催される日本DMA T技能維持研修を1回以上見学するとともに、長野県若しくは国の総合防災訓練又は中部ブロックDMA T実働訓練に1回以上参加すること。</p> <p>② 日本DMA Tの登録を受けていること。</p> <p>6 指定病院の長は、次の場合には、知事に届け出るものとする。          なお、日本DMA Tの登録を受けている隊員はこの限りではない。</p> <p>① 有効期間中に、産前・産後休業又は育児休業（以下、「産休等」）を取得しようとする隊員がいる場合。この場合において、知事は、当該隊員の産休等</p>

取得期間に応じて、有効期間を延長することが出来る。

② 知事は、前号の届出があったときは、登録証を書換え交付する。

第4条～第13条（略）

附 則

（略）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

取得期間に応じて、有効期間を延長することが出来る。

② 知事は、前号の届出があったときは、登録証を書換え交付する。

第4条～第13条（略）

附 則

（略）

（新 設）